

相模原市監査委員公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年10月11日に実施した経済部働く人支援課及び財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンターの公の施設の指定管理者監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成19年6月27日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 栗 原 勤

同 山 岸 一 雄

同 折 笠 峰 夫

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成19年6月20日

(2) 市長が講じた措置の内容（全文）

ア 経済部働く人支援課の指定管理料に係る財務事務において、指定管理業務に係る全ての経費が反映されていなかった事例につきましては、次のとおり改善を行いました。

指定管理者である財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「財団」という。）における指定管理業務に係る市派遣職員の人件費及び財団本部の物件費を指定管理経費として平成19年度予算に計上し、市と財団で締結した相模原市立勤労者総合福祉センターの管理に関する年度協定に反映いたしました。

イ 財団の経理において、指定管理業務に係る特別会計に指定管理に係る全ての経費が反映されていなかった事例につきましては、次のとおり改善が図られました。

市派遣職員の人件費及び財団本部の物件費を含む指定管理に係る全ての経費を、財団の平成19年度収支予算書におきまして、指定管理業務に係る特別会計に計上されております。

なお、今後、指定管理者の公募に当たりましては、競争性や公平性の確保を図る観点から、市補助金が交付される市の外郭団体等から指定管理者指定申請書を受け付ける場合は、「収支予算書」の中に指定管理業務に係る全ての経費が計上されていることを、特に留意して確認することといたします。

(参考)

財政援助団体等監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成18年10月11日

2 監査の結果

経済部働く人支援課については、指定管理料に係る財務事務において、指定管理者である財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービス

センター（以下「財団」という。）の一般会計で人件費を負担している市派遣職員が、本部業務の一環という位置付けで、指定管理業務に携わっており、また、指定管理業務に係る財団本部の経費（間接経費）も指定管理経費として未計上となっていた。

しかしながら、財団の一般会計は市派遣職員の人件費を含め、市からの補助金交付を受けて事業を実施している会計であり、指定管理業務とは明確に区分されるべきであるが、昨年の9月14日付けで財団から提出された指定管理者指定申請書に添付の「収支予算書」においても上記と同様で、指定管理業務に係る全ての経費は反映されていなかった。

指定管理者を公募している中で、その前提となる競争性や公平性の確保は、必須要件である。今後、市補助金が交付される市の外郭団体等から指定管理者指定申請書を受け付ける場合は、「収支予算書」の中には指定管理業務に係る全ての経費が計上されていることを、特に留意し確認されたい。

併せて、財団の経理については、全ての経費を指定管理業務とそれ以外のものとに区分し、指定管理に係る全ての経費は、指定管理業務に係る特別会計に計上するよう指導されたい。